

平成18年 8月16日発行

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第37号） *

*

* * * * *

インデックス

【1】平成18年度「優良担い手表彰」の候補者募集！

（全国担い手育成総合支援協議会）

【2】Q & A コーナー

～生産条件不利補正交付金～

～農業者年金～

【3】地域の話題等

集落営農推進リーダーを核に、株式会社形態の営農組合を設立

（兵庫県龍野農業改良普及センター、近畿農政局発）

ＪＡいわみざわ地域における品目横断的経営安定対策への取組

（ＪＡいわみざわ地域担い手育成総合支援協議会、北海道庁発）

【1】平成18年度「優良担い手表彰」の候補者募集！

（全国担い手育成総合支援協議会）

全国段階の20の農業関係団体等で構成される「全国担い手育成総合支援協議会」では、平成18年度における「優良担い手表彰」の候補となる優良事例を募集しています。

この「優良担い手表彰」は、担い手を中心となった望ましい農業構造を実現するため、自らの農業経営の改善に積極的に取り組み、地域農業の振興や活性化に寄与している、意欲と能力のある担い手（認定農業者・集落営農）を表彰するものです。

平成16年度までは「優良認定農業者表彰」として実施してきましたが、平成17年度からは認定農業者のほか集落営農も表彰の対象として加え、「優良担い手表彰」と改めて実施しています。

我こそは！という全国の担い手の皆さん。下記の要領を参考に各都道府県の担い手育成総合支援協議会に是非お申し出下さい！

【優良担い手表彰】

(1) 実施主体

全国担い手育成総合支援協議会（後援：農林水産省）

(2) 審査の対象

「優良認定農業者」

- (a) 個人・土地利用型部門 (b) 個人・施設等型部門
(c) 法人・土地利用型部門 (d) 法人・施設等型部門

「優良集落営農」

ただし、過去５年間に於いて、農林水産省の大臣賞、長官賞および局長賞の受賞歴がない方に限ります。

(3) 表彰・発表会の開催

選賞された優良事例については、表彰・発表会（平成１９年１月頃を予定）に於いて、最も優れた経営に対し、優良認定農業者については各部門毎に、また、優良集落営農については１点にそれぞれ農林水産大臣賞が授与されるほか、関係機関・団体が発行する情報誌等により全国に紹介される予定です。

(4) 応募方法・締切

各都道府県の「担い手育成総合支援協議会」にお申し出下さい。

都道府県協議会で各部門の表彰候補者を選考し、全国協議会に推薦します。

「選考日程等については各都道府県協議会にお問い合わせください。」

「各都道府県から全国協議会への推薦〆切りは平成１８年９月２９日（金）」

応募に関するお問い合わせ先

全国担い手育成総合支援協議会事務局

〒１０５－０００１東京都港区虎ノ門１－２５－５ 虎ノ門３４ＭＴビル内

全国農業会議所 農政・担い手対策部（TEL：03-5251-3906、FAX：03-3507-3081）

【２】Ｑ＆Ａコーナー

今回は、先週更新した「品目横断的経営安定対策に関するＱ＆Ａ」から３問、その他、品目横断的経営安定対策に関連して、農業者年金関係を１問ご紹介いたします。

【生産条件不利補正交付金 関係】

Ｑ：生産条件不利補正交付金の水準は、どの程度となるのですか。現行対策と比べてどうですか。

Ａ：「過去の生産実績に基づく支払」の面積単価と「毎年の生産量・品質に基づく支払」の数量単価をあわせた水準は、全国の平均的単収と同一水準の市町村の場合であって、標準的な品質のものを生産した場合には、１０アール当たり、小麦４０，４００円、大豆２８，９００円、てん菜４１，３００円、でん粉原料用ばれいしょ５２，９００円となっており、いずれも現行対策と遜色のない水準となっています。

Q：「過去の生産実績に基づく支払」の面積単価と「毎年の生産量・品質に基づく支払」の数量単価は、対策期間中一定ですか、毎年変わるのですか。

A：「過去の生産実績に基づく支払」の面積単価は、緑の政策として国際規律と整合性のある制度とするため、固定する必要があります。

「毎年の生産量・品質に基づく支払」の数量単価は、生産量、品質の向上を効果的に推進する上で、見直しが必要と考えていますが、担い手の経営安定を図る観点から、当面３年間は固定することとしています。

Q：「過去の生産実績」を他人に移すには、どのようにすればよいのですか。

A：「過去の生産実績」は、農地の権利移動又は農作業受託が伴う場合にだけ、他人に移動させることができます。

この場合、移動する「過去の生産実績」の量は、基本的には当事者間の合意により決めることとなりますが、経営規模に見合った「過去の生産実績」となるよう、次のルールに沿って行う必要があります。

(1) 権利移動等をする農地の面積を超えて「過去の生産実績」を移すことはできません。ただし、元々持っていた「過去の生産実績」が農地面積よりも大きい場合は、その比率の範囲内で移動することができます。

(2) また、権利移動等により経営規模を縮小する農家は、縮小後の農地の面積を超えて「過去の生産実績」を残すことはできません。ただし、元々持っていた「過去の生産実績」が農地面積よりも大きい場合は、その比率の範囲内で残すことができます。

【農業者年金 関係】

Q：経営移譲年金の受給権者が集落営農のリーダーとなって配当又は報酬を受けたとき、経営移譲年金は支給停止になりますか。

A：なりません。

経営移譲年金が支給停止になるときは、農地の権利を持ったときです。集落営農へ参加することになっても農地の権利名義は持たないので構成員、あるいは、リーダーとして配当又は報酬を受けても支給停止の要件に該当しません。

ただし、法人の場合は、法人が農地の権利を持つこととなりますので、法人の構成員になった場合は、支給停止の要件に該当します。

なお、法人の構成員にはならず、従業員として参加するのであれば、支給停止になりません。受給権者に、いわゆる「顔役」、「リーダー」としての役割を期待するのであれば、「顧問」、「アドバイザー」といったように肩書きを工夫するのも一案です。

【 3 】 地域の話題等

集落営農推進リーダーを核に、株式会社形態の営農組合を設立

(兵庫県龍野農業改良普及センター、近畿農政局発)

兵庫県では、集落リーダーによる集落営農の組織化に向けた調整活動を支援する国の補助事業である「集落営農育成・確保緊急支援事業」の活用により、「集落営農推進リーダー」を189名(149地区)登用し、集落営農組織の設立や再編に向け、研修会、先進地への視察等、積極的な取り組みを進めています。

このような中、本年7月7日に、たつの市新宮町笹野地区で株式会社形態の「(株)ささ営農」が設立されました。

同地区では、平成14年4月に「ささ営農組合」を設立し、一集落一農場型の集落営農に取り組んできました。地区内の水田31haにおいて、水稻 - 小麦 - 黒大豆の2年3作による営農に取り組み、16年からは園芸作物を取り入れ、ハーブの一種であるバジルを食品会社と契約栽培するなど経営を広げるとともに、地域の担い手として活動してきました。

営農組合の活動を続ける中で、今後の農政の方向をにらみつつ、将来も継続的かつ安定的に営農を進めるには、任意組織という不安定な形態を解消し、より安定した形態である「法人」として取り組むことが必要であるとの認識が広がりました。そこで、集落営農推進リーダーを中心に農業法人の設立を進め、「(株)ささ営農」が設立されました。さらに、8月中には特定農業法人となる準備を進めています。

このように、地域の状況に応じた担い手の育成に向けた取組が進められているところですが、集落リーダーの円滑な活動を今後一層推進するため、兵庫県担い手育成総合支援協議会では、8月中に県下5か所で「集落リーダースブロック研修会」を開催するなど、集落リーダーに対する必要な支援を行うこととしています。

・ 問い合わせ先：兵庫県龍野農業改良普及センター (TEL：0791-63-5176)

兵庫県農政事務所農政推進課 (TEL：078-331-9951)

ＪＡいわみざわ地域における品目横断的経営安定対策への取組

(ＪＡいわみざわ地域担い手育成総合支援協議会、北海道庁発)

札幌から北に約40km、広大な石狩平野の中央部に位置する岩見沢市、三笠市のほぼ全域と美瑛市の一部を区域とした広域農協「ＪＡいわみざわ」は、組合員戸数が1,986戸、農地面積18,230haのうち89%を田が占める北海道有数の田園地帯にあります。

管内のほぼ中央を北海道縦貫自動車道が縦断し、その西側は平地が広がり、水稻を中心に麦・大豆等の土地利用型作物を取り入れた大規模稲作複合経営及び水稻に玉葱を取り入れた経営が展開されるとともに、東側は、平坦地から丘陵地・山林地帯へとつながる地域で、水稻に施設園芸作物や果樹を取り入れた複合経営と野菜専

業経営が展開されるなど、農業が地域の経済や社会の維持・発展に重要な役割を担っています。

当地域では、１９年産から導入される品目横断的経営安定対策に的確かつ機動的に対応できるよう、本年４月、新たに「ＪＡいわみざわ地域担い手育成総合支援協議会」が設立されました。この協議会は、農業関係の１０機関・団体で構成していますが、岩見沢市、三笠市、美瑛市及びいわみざわ農協の４者で事務局を構成し、また、農協の６つの支所単位に、市、農業委員会、農業共済組合、土地改良区及び農協の職員からなる「担い手づくりチーム」を結成し、各チームがその支所管内の農家を対象に活動しています。

具体的には、品目横断的経営安定対策の周知徹底と対象農業者の確保を図るため、協議会事務局が中心となって、管内約１０箇所での説明会の開催をはじめ６つの担い手づくりチームによる、各地域での農業経営改善計画の作成支援や、「担い手フォローアップシート」及び「麦・大豆集積状況チェックシート」を活用した個別農家毎の対策対象品目の作付状況、要件適合状況、対策への加入意向、今後の誘導方向等の把握、さらに、麦・大豆生産の集積見込みの定期的な把握を実施しており、得られた情報は関係機関で共有するなど、組織をあげた活動を展開しています。

品目横断的経営安定対策は地域の農業に大きな影響をもち、農業者の関心や不安も大きなものがありますが、加入手続きの開始を間近に控え、協議会が中心となって、関係者間の連携を更に強め、万全の体制をもって加入手続きの開始に備えることとしています。

・問い合わせ先：いわみざわ農協 農業振興部（TEL：0126-22-6924）

< 編集後記 >

毎年のことですが、お盆の前後は、帰省する方や旅行する方で高速道路などが大変混雑します。なるべく混雑を避けようと早朝や深夜に出かける方も多いと思いますが、早朝や深夜に長距離を走る方は睡魔に十分注意しましょう。

単調な高速道路での走行は、３時間目くらいで眠くなるといわれています。少しでも眠気を感じたら、早めにパーキングエリアなどの駐車できる場所に車を止めて仮眠をとるようにしましょう。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日 ：随時発行（週１回程度）

発行元 ：農林水産省 経営局 経営政策課

▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～ 品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>